

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 25 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530081

研究課題名(和文)消費者クレジット法制の新構築

研究課題名(英文)Study on the Consumer Credit Law

研究代表者

渡辺 達徳(WATANABE, Tatsunori)

東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：20230972

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：割賦販売法の平成20年改正後における取引実態及び理論展開を踏まえて、クレジット取引の発展とクレジット利用者(消費者)の保護を両立させるための安定的制度構築に向けた検討を行った。

上記の法改正後に顕在化してきた新たな問題として、個別クレジットよりも、クレジットカード取引に伴うものが深刻であることを指摘し、とりわけ、クレジット関連事業者のイシューア・アクワイアラーの分化、決済代行業者の介在、マンスリークリア取引の規律、などの論点について、将来の法改正に向けた提言を行うための基盤を分析・整理した。

研究成果の概要(英文)：The study aims at the stable system of the consumer credit which can establish both sound development of the credit business and consumer protection. The serious problems appears in the field of credit card transactions and one of the most important reasons of troubles is the activities of malicious member shops.

So the important is to exclude such shops from the credit card transactions and to establish the system to find and check such shops cooperated with the issuers and acquirers.

And in the light of the recent tendency of the credit card transaction, so-called "monthly clear" system and the payment service providers (PSP) are the important factors to solve the problems.

研究分野：民法、消費者私法

キーワード：消費者クレジット 高齢消費者 債権法改正

1. 研究開始当初の背景

(1) 平成 20 年に割賦販売法と特定商取引法が改正された。その主眼の 1 つは、とりわけ高齢消費者に対して、いわゆる過量販売・次々販売が行われ、その支払手段として個別クレジット(個別信用購入あっせん)が利用されることにより生じていた深刻な消費者被害を防止するところにあった。

(2) この法改正により、従来問題とされていた過量販売・次々販売の被害事例は、大幅に減少したと見られる。しかし、クレジットをめぐる消費者トラブルは、それまでの個別クレジットから、クレジットカード取引(包括信用購入あっせん)にシフトした傾向があり、しかも、そこで報告される消費者トラブルは、クレジット加盟店と消費者との間で締結された契約に基づくものが多くを占めるに至っている。

(3) こうした実態の背景として指摘しておくべきことが、いくつかある。

まず、平成 20 年改正の時点においては論じられていなかったものの、本研究を開始する当初に顕在化してきたものが 2 つある。その 1 つは、クレジット関連事業者が、イシューア(カード発行会社)とアクワイアラー(加盟店管理会社)に分化する傾向が顕著になったことであり、もう 1 つは、加盟店契約を締結する主体として決済代行業者が介在する形態が現れるに至ったことである。

また、クレジットカード取引の多くを占めるのが、いわゆるマンスリークリア(翌一括払)取引であり、これが原則として現行の割賦販売法の適用を受けないという事情がある。

さらに、一部の悪質な業者と加盟店契約を結んでいるのが海外のアクワイアラーであるケースが増えており、日本の法規制を及ぼすことの限界が指摘されていた。

(4) 本研究を開始する当初は、以上のとおり、平成 20 年改正の後に顕著となった新たな消費者被害の実態があり、また、同法改正は、施行から 5 年後の見直しが予定されていたことから、新たな消費者クレジット法制を構築することが求められていた。

2. 研究の目的

クレジット取引の分野においては、過去、何年かごとに深刻な消費者トラブルが発生し、その都度、法改正による対応。その中には、特定商取引法との連動を企図したものも指摘することができる。が試みられてきたが、直近の平成 20 年における割賦販売法改正後も、上記 1. に指摘されたとおり、新たな問題が生起していた。

本研究は、消費者トラブルの発生と法改正を繰り返してきたクレジット取引の分野に伏在する実務及び理論上の問題点を改めて分析・検討することにより、安定的なクレジット法制を構築することに向けた法的提言を行うことを目的としたものである。

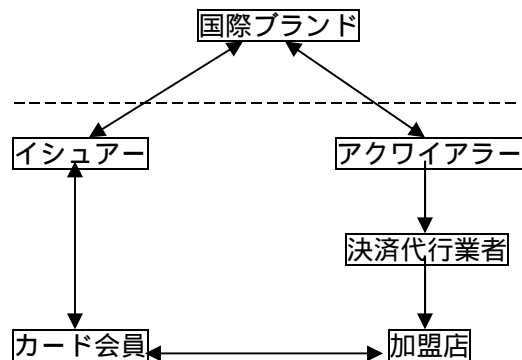
3. 研究の方法

(1) クレジット取引の実態調査、法理論及び比較法的視点という 3 つの角度を念頭に置いて研究を進めた。

(2) クレジット取引の実態把握は、さらに 2 つの観点に分かれる。その 1 つは、消費者トラブルの実態を調査し、法的対応が必要な事項を明確にすることである。もう 1 つは、クレジット事業者側における取引・形態を把握し、法理論的分析・検討の課題を明らかにすることである。

(3) 法理論の検討は、クレジット取引のしくみが、従来のオン・アスからオフ・アス取引に移行する傾向が顕著に見られること、また、決済代行業者が加盟店契約を締結する主体として登場したこと等により、新たな課題として認識されるに至った分野を中心として行うことを意図した(このように、関与する当事者が多様化したクレジット取引のしくみは、以下の【図】のとおり整理される)。

(4) 比較法的視点は、従来から多くの研究の蓄積がある分野である。諸外国の法制を参考にしながらも、日本における取引実態や従来の法理論との接続を考慮して、適切な対応を行うことを意識するべきものである。



4. 研究成果

(1) 平成 20 年法改正後のクレジット取引の実態

① 消費者トラブルの状況

1. (1)(2)に略述したとおり、平成 20 年法改正の後、従来問題とされていた過量販売・次々販売の被害事例は減少し、個別クレジット分野において、上記法改正は、一定の成果を上げたものと評価することができる。

その反面、クレジットカード取引については、上記法改正において、クレジットカード情報の保護の強化が図られたものの、上記法改正の後も、カード取引をめぐる消費者トラブルが多い状況にある。そして、こうしたトラブルは、カード会社に起因するものよりも、加盟店に原因を有するものが過半を占めている。その中には、特定商取引法の規律対象である加盟店が少なくない。また、いわゆる「出会い系サイト」のように、上記法改正の時点ではカード取引における消費者トラブ

ルとして顕在化していなかったものがあること、決済方法として見た場合には、マンスリークリア取引が用いられる事例が増加していること、などを特徴として指摘することができる。

クレジット事業者側の要因

1. (3)に素描したとおり、クレジット関連事業者は、近時、イシューア（カード発行会社）とアクワイアラー（加盟店管理会社）に分化する傾向が顕著である。クレジットカード会社がカードの発行と加盟店契約の締結を共に行う場合には、当該会社は割賦販売法の規制を受け、カード会員（消費者）と加盟店の間に位置して加盟店の調査を行い、違法ないしは不適切な取引を行う悪質な加盟店を排除する取組みを行ってきた。

しかし、アクワイアラー専門社は、カード会員との間に直接の契約関係を持たず、加盟店を審査したり、悪質な加盟店を排除したりする経済的インセンティブに乏しい。一方、イシューア専門社は、カード会員が加盟店との間でトラブルを生じたときに、その情報が直接伝えられる当事者であるものの、加盟店とは法的・経済的に距離があるため、自らが悪質な加盟店を排除すべき立場にない。こうした構造が、適切な加盟店調査が十分に行われない一因となっている。

また、加盟店契約を直接結ぶ主体がアクワイアラーでなく、いわゆる決済代行業者が加盟店契約の主体となる取引形態も、平成 20 年法改正の後になって顕著に現れてきた。この場合にも、加盟店に関するカード会員からの情報が決済代行業者に伝えられる仕組みは整えられておらず、決済代行業者が加盟店の調査や、カード会員との間でトラブルが多い加盟店を排除する動機付けに乏しいのが現状である。

さらに、ネット取引のクロスボーダー化に伴い、アクワイアラーや加盟店が海外に存在する場合には、法規制の域外適用そのものが困難である。

(2) 抽出される検討課題

①加盟店調査と悪質加盟店の排除

平成 20 年法改正の後、クレジット取引に関与する主体が多様化したことに伴い、加盟店の審査を行い、違法ないしは不適切な取引を行う悪質な加盟店を排除するために、新たなしくみを構築することが必要となっている。その際の着眼点は多様であるが、重要なものとして、カード利用者（消費者）イシューア（国際ブランド）アクワイアラー 決済代行業者 加盟店 という取引の連鎖と、その中における加盟店情報の流通・把握を念頭に置くことの必要性を指摘することができる。こうしたクレジット取引に関与する主体の変化は、伝統的なクレジットの「三者間取引」と大きく異なり、トラブル事例の多様化・複雑化とも相俟って、加盟店調

査と悪質加盟店の排除に向けて、新たな視点を持ち込むことの必要性を示すものである。

マンスリークリア取引の規律

マンスリークリア方式は、クレジット会社による信用供与でなく、決済手段であるというのが、従来の法的・機能的理解であり、割賦販売法も、こうした理解に基づき組み立てられている。

また、クレジットカードの利用に関わる消費者トラブルは、マンスリークリアという決済方法そのものが原因となっているわけではなく、多数のクレジット加盟店の中に相対的には少数の悪質業者が入り込んでいるという、本質的には加盟店サイドの問題である。

しかし、1つの見方として、マンスリークリア決済が悪質加盟店に利用されており、消費者トラブルの件数も増加しているという実態があるならば、マンスリークリア取引にも抗弁の接続を認めるといった民事効果の導入も含めて、割賦販売法の規制対象とする方向も検討されなければならない。

(3) 法的対応の必要性

①加盟店調査と悪質加盟店の排除

クレジットカード取引に関わる事業主体として、イシューアとアクワイアラーが分化したことに伴い、イシューアがカード会員対応を、また、アクワイアラーが加盟店調査等の対応をするという機能分担が行われるようになった。

一方、加盟店の活動が違法性を帯び、またはカード会員に対する商品販売・役務提供などに適正を欠く実態が生じている場合には、こうした加盟店と契約を結んでいるアクワイアラーがこれを調査する構造が自然である。とりわけ、加盟店契約の締結時には、アクワイアラーに加盟店調査義務を負担させることは、法的枠組みとしても説明が可能である。

ただし、加盟店契約締結後の加盟店の活動チェック（途上審査）が適切に行われるためには、加盟店と直接に取引を行うカード会員から、情報が迅速かつ正確にアクワイアラーに伝えられるしくみが構築される必要がある。調査の結果、現在は、このしくみが十分に整っていないことが判明した。典型的には国際ブランドが介在する場合において、カード会員が加盟店との契約に伴う苦情を申し立てるときは、イシューア、アクワイアラー、そして、決済代行業者が関わる場合は当該業者のどこが窓口とされるべきか、制度的に定まっていない。また、カード会員からイシューアに苦情が申し立てられた場合に、それがアクワイアラーに伝達されるしくみは、取引慣行のみに依拠している傾向が窺われ、明確化が必要と考えられる。

基本的には、カード会員と会員契約を締結する主体であるイシューアが苦情申立ての窓口となるべきであり、イシューアからアク

ワイアラーに対して当該情報が伝達される制度が、明確なかたちで構築されることが望ましい。そして、この情報伝達の流れの逆方向、すなわち、アクワイアラーによる加盟店調査の結果が、イシューアを経由してカード会員にフィードバックされるしくみも、併せて必要となる（情報伝達の双方向性）。

以上の基本的設計図は、いわゆる決済代行業者が介在する場合には、様相を異にする。すでに知られるところによれば、アクワイアラー・決済代行業者・加盟店という三者の契約の態様には、いくつかのパターンがあり、加盟店調査をどの主体に義務付け、その結果を他の主体に伝達するしくみをどのように構築するか、検討が必要である。原則としては、加盟店対応はアクワイアラーの責務として集約することを前提として、アクワイアラー・決済代行業者・加盟店という三者の契約実態に応じて、加盟店調査及びその結果の適切な伝達経路の確保という実質を担保できるようにしくみが構築されるべきである。

マンスリークリア取引の規律

従来の割賦販売法は、マンスリークリア取引には分割払一般に見られる複雑性・誘引性がないと整理し、行為規制や民事効果の対象としない一方、カード番号情報の保護については、クレジットカード取引の安定化という観点から、マンスリークリアのみを例外視する理由はないとしてきた。

近時のクレジットカード利用に関わる消費者トラブルの多くが、マンスリークリアで決済されているという実態をどのように評価するかについては、見解が分かれる。

1つの理解として、マンスリークリア取引に複雑性・誘引性という要素がないとしても、時日は短いにせよ支払の猶予（与信）という側面はあると理解し、かつ、消費者トラブルが増加しており対処する必要があるという立法事実を重視して、マンスリークリア取引にも行為規制・民事効果を及ぼすべきだ、というものが有り得る。

他の理解としては、マンスリークリアを利用した取引に消費者トラブルが増加しているのは、マンスリークリア取引の量そのものが拡大しているためであり、悪質な加盟店を排除することが解決の本質であって、マンスリークリア取引に行為規制や民事効果を及ぼすのは、デビットカードやプリペイドカード取引との均衡を損なう、というものもある。

本研究の結論としては、現時点においてマンスリークリア取引に行為規制や民事効果を及ぼすことには慎重であるべきとの立場を取りたい。ただし、その理由は、マンスリークリア取引には複雑性・誘引性がないとか、デビットカードやプリペイドカードとの均衡を失するといったものではなく、クレジットカードの社会的機能に未解明の部分があると認識されることによる。

すなわち、クレジットカードは、決済方法

がマンスリークリア、リボルビング、複数回の引き落としのいずれであるかにかかわらず、デビットカードやプリペイドカードとは異なる社会的信用を表象する財産であり、カード保有者となるためには事前の個人信用調査を経る必要がある。

そのような意味において、「クレジット取引の安定」は、個別クレジットと同様に求められるべきであると解する可能性もあり、今後は、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備という観点から、マンスリークリア取引も割賦販売法の規律対象としていく方向での議論が求められる。

(4) 結語

平成20年法改正後のクレジット取引をめぐる環境は大きく変化しており、その全体を俯瞰する安定した制度の設計を示すことは容易でない。本研究においては、主として、上記法改正後に消費者トラブルの発生が多く指摘されるクレジットカード取引に焦点を当てて、今後の安定的な法制度の設計に向けた検討を行った。

そこから判明するのは、消費者トラブル発生の原因を成す不適切な加盟店を探知し、これを適切なかたちで排除することが重要な状況に変わりはない、ということである。

これは、かつては「加盟店管理」と称されていた問題である。しかし、クレジット事業者と加盟店という独立した経済活動主体の間において、「管理」を法的に規律することの困難が認識され、平成20年法改正においては、「加盟店管理」という表現は意識的に避けられ、「加盟店調査」という表現に変更されたものである。

平成20年法改正後も、消費者トラブルを引き起こす根源は、違法ないしは不適切な契約を消費者に迫る加盟店であるという実態に変わりはなく、ただ、クレジット取引に関与する法主体の多様化に伴い、「加盟店調査」のあり方に変化が生じたということである。

このことを前提とすると、安定的なクレジット制度を構築するための視点として、以下の3点を指摘することができる。

第一に、クレジット取引に携わる法主体の間において、消費者との間で違法ないしは不適切な契約を行う加盟店の情報が、「双方向的に」伝達されるしくみを整えることが必要である（なお、本研究においても今後の課題とせざるを得なかったことの1つは、国際ブランドが介在する場合におけるイシューアとアクワイアラの機能分担を法的に解明することであった）。

第二に、違法ないしは不適切な契約を行う加盟店の多くは、特定商取引法に規律される種類の取引を行っていることから、平成20年法改正のときと同様に、特定商取引法改正との連携を図ることが不可欠である。現在、特定商取引法も改正に向けた議論に入っており、割賦販売法において認識される論点に

関する両法の規律について、視線の往復を行うことが必要である。

第三に、マンスリークリア取引における消費者被害の増加は、違法ないしは不適切な契約を行う加盟店の存在に起因するものであり、かつ、トラブル件数の増加は、マンスリークリア取引それ自体の市場規模の拡大に伴うものであると考えられるので、マンスリークリアが与信でなく決済という色彩を強く帯びるという点をも考慮に加えると、割賦販売法の規律対象として行為規制や民事効果を及ぼすことには慎重にならざるをえない。しかし、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境を整備するという観点から、マンスリークリア取引も割賦販売法の規律対象としていく方向での検討は、引き続き求められるといえよう。

なお、平成 26 年には、割賦販売法の改正に向けた動きが始まり、同年 6 月から 8 月までにかけて、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による調査研究「割賦販売法(後払分野についての有識者意見交換会が開催され、この研究代表者も、この会に参加した。その成果は、「平成 26 年度商取引適正化・製品安全に係る事業(クレジットカード産業の健全な発展及び安全利用等)に向けた調査研究)《最終報告書》」として、経済産業省のウェブサイトに掲載されている(<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/fy26itaku.pdf>)。

また、平成 26 年 9 月からは、経済産業省の「産業構造審議会商務流通分科会割賦販売小委員会」において、割賦販売法の改正につむけた審議が始まり、この研究代表者も、同小委員会の委員として議論に参加している。同年 12 月には、同小委員会の「中間的な論点整理」が取りまとめられ、経済産業省のウェブサイトに掲載されている(http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/kappuhanbai/pdf/report_01_01.pdf)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 8 件)

①渡辺達徳「平成 20 年・24 年改正特定商取引法の検証」、現代消費者法、査読無、第 27 号、2015 年(掲載決定・原稿提出済み 6 月刊行予定)

渡辺達徳「債務不履行」、法律時報、査読無、86 巻 12 号、2014 年、21-29 頁

渡辺達徳「貸金業者 Y の完全子会社である貸金業者 A が、その顧客 X との間の基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引に係る債権を Y に譲渡した場合において、Y が A の X に対する過払金返還債務を承継したとはいえないとされた事例(最判平成 24 年 6 月 29 日判例時報 2160 号 20 頁)」、判例時報、査

読無、2196 号、2013 年、149-152 頁

渡辺達徳「契約締結前の説明義務違反と債務不履行責任の有無(最判平成 23 年 4 月 22 日民集 65 巻 3 号 405 頁)」、私法判例リマックス、査読無、46 号、2102 年、6-9 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡辺 達徳 (WATANABE, Tatsunori)

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20230972